

【別紙】

廃棄物焼却施設更新事業環境影響評価方法書に対する福島県環境影響評価条例（平成10年12月22日福島県条例第64号）第11条第1項の意見

1 総括的事項

(1) 本事業計画は、いわき市南台の丘陵地に位置する既存製紙工場内において廃棄物焼却施設の更新を想定するものであるが、工事規模が相当程度に達することが見込まれる上、南台の住宅団地が隣接することから、当該事業の実施に伴う環境負荷について、現状にどこまで上乗せできるかではなく、必要最小限に限るという観点から、計画内容に検討を加えて、周辺地域への環境影響が最小になるようにすること。

なお、本事業の実施により、近隣に存在する住宅地、農地、埋蔵文化財、交通等に支障を来さないようにすること。

また、事業実施まで長期間を要する場合は、対象事業実施区域及びその周辺の社会環境、生活環境及び自然環境等の変化の状況を踏まえ、適切に計画を再検討すること。

(2) 環境影響評価を実施するに当たっては、その基礎となる資料の収集に十全を期し、最新の知見及び評価手法を採用するとともに、住宅等の分布、地形その他社会的自然的状況等の多面的な視点から複数案を検討し、必要に応じて専門家の助言を受けながら、綿密な調査の実施により、旧施設の撤去、計画施設の建設及び稼働に伴う環境への影響を的確に把握すること。

また、環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じてそれらを見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 本事業の実施に伴い使用する建設機械、車両、資材の搬出入及びその経路等については、生活環境への影響が大きく懸念される事項であることから、住宅の分布に加え近隣に立地する公園の利用状況等を踏まえ複数案を比較する等、予め綿密に検討し、その結果を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に具体的に記載すること。

(4) 本事業の実施に当たっては、周辺地域住民の理解が不可欠となることから、必要な情報の周知、十分な説明と意見の聴取等を確実に進めるとともに、対象事業実施区域が住宅地に隣接することを踏まえ、事業者として、当該住民等の一番の不安がどこにあるのか、その感得に誠実に努めること。

なお、準備書の作成に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の要所の現場写真を使用する等して、閲覧者が関係地域の事情について、視覚的にも十分な情報を得て理解が深められるようにすること。

(5) 事後調査の計画については、予め想定される環境保全措置等を含め綿密に検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

2 大気質について

(1) 対象事業実施区域には住宅地が近接していることから、建設機械や車両より発生する排出ガス等による影響が懸念されるため、造成工事等の施工、工事用資材の輸送等に伴い発生する窒素酸化物、粉じん等については、周辺地域住民の生活等に影響が及ぶことのないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら、風向き等の気象を含む地域特性を踏まえた上で十分な低減が図られるように検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

なお、購入燃料及び焼却灰の運搬に伴い、車両の交通量が1日あたり40台ほど増加することが見込まれることから、環境影響評価にあたっては、車両から排出される窒素酸化物等の影響を十分に踏まえ、予測及び評価すること。

(2) 本事業計画では、燃料として、自社生産工程で発生するスクリーンかす等の製紙事業廃棄物の使用が見込まれていることから、排ガスに係る調査、予測及び評価については、予めそれらに含まれる有害物質成分を明らかにした上で実施し、その結果を具体的に準備書に記載すること。

(3) 本事業計画では、非常用の燃料として石炭の使用が見込まれていることから、石炭使用時における排ガスの排出諸元を準備書に具体的に記載すること。

また、排ガス処理設備における大気汚染物質の除去効率を明らかにし、排出ガスの排出諸元が確保される根拠を含め準備書に具体的に記載すること。

3 騒音、振動及び低周波音について

(1) 対象事業実施区域には住宅地が近接していることから、騒音、振動及び低周波音（以下「騒音等」という。）による影響が懸念されるため、本事業の実施に伴い発生する騒音等については、造成工事等の施工、工事用資材の輸送等を含め周辺地域住民の生活等に影響が及ぶことのないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、それらの結果を準備書に具体的に記載すること。

(2) 騒音等については、科学的に未解明な部分も多いことから、それらの調査、予測及び評価を行うに当たっては、発生源等の位置関係を明確にした上、過去の被害事例等も調査する等、綿密に実施することとし、計画施設稼働後に当該影響が確認された場合の対策等についても検討し、それらの結果を準備書に具体的に記載すること。

(3) 施設の稼働時における騒音等の調査及び予測地点については、風向、風速等の気象条件や地形等の地域特性の影響を受ける可能性があることを踏まえ、より広範囲に追加設定すること。

4 悪臭について

本事業計画は既存製紙工場内において廃棄物焼却施設の更新を想定するものであり、対象事業実施区域には住宅地が近接していることから、計画施設の稼働中、悪臭による影

響が懸念されるため、その影響が周辺地域住民の生活等に及ぶことのないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、それらの結果を準備書に具体的に記載すること。

5 水環境について

(1) 本事業計画においては、計画施設の稼働中、排水を井ノ上川を通じて鮫川に放流することを想定しているが、鮫川水系は古き地方南部の最も重要な水資源となっており、毎春にはアユ、毎秋にはサケの遡上も見られる等のことから、生活環境及び自然環境への影響が懸念されるため、本事業の実施に伴い発生する排水等については、周辺地域住民の生活や野生生物等に影響を及ぼすことのないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、それらの結果を準備書に具体的に記載すること。

なお、計画施設の排水処理設備について、その排出諸元を準備書に具体的に記載すること。

また、準備書において、製紙工程や新設ボイラ等からの排水の排出諸元が確保される根拠を記載すること。

(2) 本事業計画では、燃料として、自社生産工程で発生するスクリーン粕等の製紙事業副産物の使用が見込まれていることから、排水に係る調査、予測及び評価については、予めそれらに含まれる有害物質成分を明らかにした上で実施し、その結果を具体的に準備書に記載すること。

(3) 本事業の実施に伴い発生する可能性のある濁水及び汚水については、周辺河川等に流出することがないよう、必要な措置を検討し、準備書に具体的に記載すること。

6 動植物・生態系について

(1) 生態系は多くの動植物が結び付くことにより、又、生息環境も連続して機能するものであることを踏まえ、本事業の実施については、対象事業実施区域が自然豊かな山林に隣接し、排水の放流先となる河川には多種多様な水生生物が生息している現況があることから、野生生物の生活に影響が及ぶことのないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら、造成工事等の施工による一時的な場合も含め当該影響の十分な低減が図られるように検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

なお、既に追加が予定されている水生生物の調査については、環境影響評価項目に動物、植物及び生態系を追加した上、当該水域の生態系及び生物相について、植物も含め現状を十分に把握できるようにすること。

(2) 本事業計画においては、全高7.5mの煙突の新設が含まれており、それによる鳥類等の衝突被害が懸念されるため、当該煙突のライトアップは行わないこと。

なお、当該煙突に係り照明が必要となる場合は、LED(発光ダイオード)白色灯のストロボライトを用いるのが良い。

7 景観について

本事業計画においては、全高75mの煙突の新設が含まれており、それによる景観への影響が広範囲に及ぶことが懸念されるため、景観に係る調査及び予測の範囲については、当該煙突の可視領域を踏まえ、より広く設定すること。

なお、景観配慮の観点から、本事業の実施に伴う緑化計画について検討を加え、その結果を準備書に具体的に記載すること。

8 人と自然との触れ合いの活動の場について

対象事業実施区域の近隣には「元気の丘公園」が立地し、人と自然との触れ合いの活動の場として重要だと考えられることから、環境影響評価項目として人と自然との触れ合いの活動の場を追加し、必要な調査、予測及び評価を行うとともに、本事業の実施によるそれらへの影響について十分な低減が図られるように検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

なお、本事業の実施にあたっては、排水の放流を通じて、鮫川の河口付近に存在する小浜海水浴場等の人と自然との触れ合いの活動の場への影響が及ぶことが考えられることについても、配慮すること。

9 廃棄物等について

(1) 本事業計画は、廃棄物焼却施設の更新を想定しているものであるため、工事前後に相当部分の施設の撤去等が見込まれることから、旧施設の撤去、計画施設の建設及び稼働中の維持管理等を含む本事業の実施に伴い発生する廃棄物について、種類及び発生量を把握した上、処理方法等について十分に検討を加え、それらの結果を準備書に具体的に記載すること。

なお、建設残土の対象事業実施区域外への搬出は極力しない計画とすること。

(2) 本事業計画を進めるに当たり、廃棄物焼却施設の耐用年数や更新時期について、予め考査を加え、将来、老朽機器等を適切に廃棄処分する計画とすること。

10 温室効果ガスについて

本事業計画は、廃棄物焼却施設の更新を想定しているものであるため、計画施設が稼働した場合の温室効果ガスの削減に繋がる運用、設備及び機能の付加等を予め綿密に検討し、それらの結果を準備書に具体的に記載すること。

11 文化財について

対象事業実施区域に隣接して中世の城館跡である余木田館跡等の存在が知られているため、本事業の実施に当たり当該地域の埋蔵文化財の分布に配慮し、これらに影響を及ぼすことのないよう、予め必要な検討を加えること。

12 その他

(1) 対象事業実施区域は南台の住宅団地が隣接することから、資材の運搬等のために使用することが想定される道路について、交通安全対策を十分に検討すること。

(2) 計画施設の稼働中の維持・安全管理、計画稼働期間満了後の施設更新、廃止、環境回復措置等について予め検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

(3) 本事業計画の推進に当たっては、本意見の内容を尊重するとともに必要に応じて関係機関と協議すること。